【 譲受 ・ 譲渡 】 記録票

※どちらか一方に〇

年月日	製品名	製造番号又は製造記号（※1）	数量	氏名	住所

※1 高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者もしくは修理業者又は病院、診療所もしくは飼育動物診療施設の開設者以外の者に販売し、授与し、又は貸与したときは、書面での記録を要しない。ただし、当該医療機器において不具合等が発生し、回収等必要な措置を講じなければならないときは、当該販売業者等が自主的に販売、授与、又は貸与時に製造番号又は製造記号の記録を行っている場合を除き、当該販売業者等が製造販売業者等から譲り受けた際の製造番号又は製造記号の記録に応じて、必要な措置を講ずることが求められることに留意すること

※2 記録は、高度管理医療機器については記載日から3年間、特定保守管理医療機器については15年間保管すること